

平成 21 年 5 月 8 日

小児用かぜ薬・鎮咳去痰薬等の安全対策について

医薬食品局安全対策課

医薬品医療機器総合機構安全部

1 背景

平成 20 年 10 月 7 日、米国 OTC 医薬品協会が、コデイン、プソイドエフェドリン、PPA、抗ヒスタミン薬等を含む OTC かぜ薬等（鎮咳去痰薬、鼻炎薬、配合かぜ薬を含む。主としてシロップ液剤をいう。）について、誤飲・誤用の観点から 4 歳未満の使用しないよう注意喚起（表示変更）を行う自主的な措置を発表。それに引き続く、状況について整理した。

2 これまでの経緯

- (1) 平成 20 年 1 月 FDA は、2 歳未満の小児の誤飲・誤用による救急受診、過量投与等による死亡の報告の多さ等から、OTC かぜ薬等を 2 歳未満に使用しない等を勧告。
- (2) 我が国では、小児の用法用量を有する OTC かぜ薬等に、2 歳未満の小児は医師の診断を優先するよう使用上の注意に記載させる措置。（平成 20 年 7 月 4 日事務連絡）
- (3) 米国小児科学会は、小児での有効性の根拠に乏しく、かつ、危険性があるとして引き続き FDA に 6 歳未満の小児への使用制限を求めている。

3 各国の対応等

- (1) 米国 FDA は公聴会を実施。科学的な根拠は引き続き調査中との理由から年齢制限変更の措置は不実施。このため、OTC 業界の自主的措置となる（H20.10.7）。
※ CDC の調査による年間 7000 人のかぜ薬等の誤飲・誤用による小児急患受診者の多くが 4 歳未満だからと FDA がコメント（根拠数値の内訳未公表）。
- (2) 日本における平成 16 年以降のかぜ薬等に関連した副作用報告件数は、820 症例（死亡例 16 例）。4 歳未満は 12 症例報告（死亡例の報告はない）。適正使用されれば問題はなく、米国のような問題は考えにくい。
※ 日本の製剤は濃度が 1/10 以下であることも影響している可能性はある。

- (3) 平成20年10月17日、日本OTC医薬品協会から、かぜシーズンに向けて改めて関係団体に2歳未満の服用注意の注意喚起及び米国の業界の自主措置についての情報提供を行った。
- (4) カナダは、平成20年12月に、6歳未満の小児への使用制限措置を実施。平成21年2月28日に英国が同様の措置を発表(表示は平成22年3月までに改訂するようとの指示)。豪州、ニュージーランドが続く。英国においても、明確な制限の根拠は示されていない。
- (5) 英語圏以外で、同様の措置を行った国はない。
- (6) 米国は、2～11歳の服用に関して調査を行うこととしているが、業界の自主規制以降の検討状況等は明らかにしていない。

4 当面の対応について

- (1) 我が国の副作用報告等の状況においては、小児用のかぜ薬等において顕著な安全性上の問題が発生しているということは考えにくく、消費者が小児のかぜ薬に対して俄に心配をする状況にはない。
- (2) 小児のかぜ薬に関する臨床試験が外国でも実施される予定であること、FDA等における年齢制限等についても暫定的で根拠が明確ではないことから、現時点で固定的な対策を取ることは困難であるが、外国の状況を踏まえながら、予防的な注意喚起等は必要と考えられるところ。
- (3) 一般用医薬品については、本年6月から新たな販売規制が開始されるが、
 - 当面の措置として、かぜ薬等についても、日本OTC医薬品協会の自主的な対応により、情報提供文書を整備することとし、日本薬剤師会、日本チェーンドラッグストア協会等の協力を得ながら、小児への使用について注意喚起を行うとの報告があった。
 - ❖ 第二類医薬品の「積極的な情報提供」の実施に際しては、文書を用いることに努めるよう義務付けるべきである。(厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会報告書)
 - また、情報提供の文章の内容については、当面、「保護者の監督のもとで服用させてください」との記載とする。次の需要期に向け、関係学会の意見や諸外国での対応を考慮し、更なる注意喚起を行うかどうかも含めて検討する。
- (4) 当面、業界の自主的な対応を見守りながら、諸外国での対応、国内外の調査等の結果、関係学会の意見も踏まえ、引き続き、対応を検討することとする。

平成 21 年 5 月 8 日

日本 O T C 医薬品協会



小児へのかぜ薬、咳止め薬及び鼻炎用内服薬の
使用に対する注意喚起について

標記につきましては、諸外国の対応を踏まえ乳幼児の安全確保の観点から、これまで数度にわたり日本薬剤師会、日本チェーンドラッグストア協会等に適正使用に関する注意喚起のお願いをし、関係方面のご協力をいただいております。

本邦においては、厚生労働省から昨年 7 月 4 日付で、2 歳未満の用法を有する一般用かぜ薬（内用）、鎮咳去痰薬（内用）、鼻炎用内服薬について、[用法及び用量に関連する注意]の項に「2 歳未満の乳幼児には、医師の診療を受けさせることを優先し、止むを得ない場合にのみ服用させること。」を記載するよう改訂指示が発出され、会員各企業はこの指示に基づき対応しているところです。

当協会としては、6 月から施行される新販売制度で、第一類医薬品の販売に先立って需要者に対する説明で使用される「書面」を整備しているところですが、当面の措置として、下記医薬品についても同様に整備することとし、日本薬剤師会、日本チェーンドラッグストア協会等の協力を得ながら、小児への使用について注意喚起を実施することといたします。

また、次の需要期に向け、関係学会の意見も踏まえ、諸外国での対応を考慮し、更なる注意喚起を行うことも検討してまいります。

記

かぜ薬（内用）〔15 歳未満の用法を有する製剤〕

鎮咳去痰薬（内用）〔15 歳未満の用法を有する製剤〕

鼻炎用内服薬〔15 歳未満の用法を有する製剤〕

以上

お問い合わせ：

日本 O T C 医薬品協会

（事務局：西沢、植田）

TEL 03-3667-9481

FAX 03-3667-9483

記入方法

医薬品を正しく購入するための → 14ポイントMSPゴシック

説明文書

→ 24ポイントMSPゴシック

指定第二类医薬品

11ポイント以上、囲み←

使用前には必ず添付文書を読んで下さい

1	名称	商品名を記入します。 →11ポイント以上
2	10ポイント以上 ↓ 成分・分量	成分、分量を記入します。 →11ポイント以上
3	用法・用量	用法・用量を記載します。 →11ポイント以上
4	効能・効果	効能・効果を記載します。 →11ポイント以上
5	保健衛生上の 危害を防止す るために必要 な事項	<p>添付文書中、「してはいけないこと」の事項を記入します。 (ただし、カッコ書等の解説文は、かえって混乱を招く恐れがあるために省略しても構わないものとします) →11ポイント以上 ただし、次の事項として説明する補助文などは、<u>9ポイント以上</u>。</p> <p>添付文書中、主に「相談すること」の中から記載します。 服用後に関係することは削除。 (添付文書の記載内容を、内容を変えずに簡略化してもよいものとする)</p> <p>小児の用法を有するかぜ薬(内用)、鎮咳去痰薬(内用)、鼻炎用内服薬については 【小児に服用させる場合には、保護者の指導監督のもとに服用させてください。】 と記載します。 →11ポイント以上</p>
6	薬剤師(又は登 録販売者)が必 要と判断する 事項 〔()内は必要 とする場合に 記載すること〕	<p>●小売側で記入する事項 当該店舗の薬剤師が必要とする内容を記載します。 店舗の状況によって記載内容が変わります。</p>

〔注意事項〕

1. 本紙の内容は、お客様が医薬品を購入・選択時に、役立たせるために必要な情報です。
2. 情報提供が不必要とされるお客様には、申し出により情報提供は行いません。
3. 使用後、体調に変化等があった場合(副作用など)には使用を中止し、すぐに購入された店舗の薬剤師にご相談下さい。